

# ケアマネの為の 成年後見制度活用

## Q & A



旭川福祉後見支援研究会

旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会

# ケアマネの為の成年後見制度活用 Q&A

## 目次

|     |                  |       |     |
|-----|------------------|-------|-----|
| Q1  | 【 静 観 タイ プ 】     | ..... | 2 頁 |
| Q2  | 【 無 認 識 タイ プ 】   | ..... | 2 頁 |
| Q3  | 【 拒 否 タイ プ 】     | ..... | 3 頁 |
| Q4  | 【 押 し 付 け タイ プ 】 | ..... | 3 頁 |
| Q5  | 【 無 認 識 タイ プ 】   | ..... | 4 頁 |
| Q6  | 【 不 通 タイ プ 】     | ..... | 4 頁 |
| Q7  | 【 不 通 タイ プ 】     | ..... | 5 頁 |
| Q8  | 【 不 通 タイ プ 】     | ..... | 5 頁 |
| Q9  | 【 不 通 タイ プ 】     | ..... | 6 頁 |
| Q10 | 【 不 通 タイ プ 】     | ..... | 6 頁 |
| Q11 | 【 そ の 他 】        | ..... | 7 頁 |
| Q12 | 【 そ の 他 】        | ..... | 7 頁 |
| Q13 | 【 そ の 他 】        | ..... | 8 頁 |
| Q14 | 【 そ の 他 】        | ..... | 8 頁 |



## Q1【静観タイプ】

|   |  |
|---|--|
| <p>Q</p> <p>無職の息子と認知症の女性高齢者の親子世帯で暮らす女性高齢者を担当しています。この世帯は女性高齢者の年金のみで生計を立てていますが家賃やデイサービスの利用料が滞納されるなどの事はありません。親子で協力して生活していますが、この親子は現在のところ生活に不自由を感じてはおりません。このような場合成年後見制度の活用を積極的に進めても良いものでしょうか？</p> | <p>A</p> <p>即座に制度利用を開始するわけではないとしても、向こう10年間の状況変化の可能性を見据え、継続的な見守りと、成年後見制度の紹介、加えて、相談窓口としての地域包括支援センターや成年後見支援センターを紹介し、関係を保っておくことが必要です。</p> <p>母が在宅生活を送る上で、主たる養護者である息子が、母の年金でのみ生計を立てている状況は、長期的に見た場合、継続可能かどうか疑わしく、息子の経済的自立を支えるための介入も視野に入れる必要があるからです。</p> <p>今後の母の状態変化に対して、息子のケアやサービス選択が適切に行っているのか、その際母が何を希望するのか、その希望を息子に伝えられるか、それを息子が実現できる環境にあるのか、息子自身の年金がもらえるのはいつか、いくらか、それによって経済的虐待に及ぶ可能性がないか、などに関心をもって見守りながら、必要な時には適切なタイミングで状況変化に介入できるよう、日頃から地域包括支援センターを基点としたネットワークを構築し維持することが大切です。</p> <p>制度につなげられないから「傍観」ではなく、想定される危険性や必要性について情報共有し、いつでも制度につなげられる体制づくりに、ケアマネージャーも参画していく必要があります。</p> |
|---|--|

## Q2【無認識タイプ】

|   |  |
|---|--|
| <p>Q</p> <p>グループハウスに入所している認知症男性高齢者の年金や預金等を長男が管理しています。本人は少額の小遣い程度を所持していますが、その他の全ては長男が管理し年金や預金等も流用しているのではないかと疑わしい様子です。</p> <p>長男の収入は少なくこの為に施設の入居料などの滞納や延滞が発生しております。</p> <p>このような場合は事実を発見した時に速やかに成年後見制度を活用する様に援助した方が良いでしょうか？</p> | <p>A</p> <p>速やかに成年後見制度の利用を勧める必要があります。</p> <p>長男がご本人の金銭管理をしているにもかかわらず流用が疑われ、施設利用料を滞納させているのであれば、ご本人の安定した生活を脅かす可能性があり、経済的な虐待事案として露見しているといえるからです。</p> <p>ただし、長男の自尊心にも配慮した対応が必要です。</p> <p>施設利用料を単に督促しただけでは「払えばいいんでしょ」で終わってしまい、施設利用料の支払いが改善したとしても、流用の疑いは放置されてしまいます。</p> <p>後見制度を利用しても、長男が経済的に親の年金なしには生活できないのだとしたら、父の収入のうち小遣い（扶養）として1か月にいくら必要なのか、収支予定として家裁にあらかじめ報告しておくことで、長男の生活を維持しながら、大きな不正流用を防ぐことも可能です。</p> <p>ご本人に特に不満がなく、長男も悪いことだと認識していないとしても、現在の状況が続くようであれば、施設を退去しなければならなくなること、金銭管理方法の改善策として成年後見制度の利用が望ましいことを根気強く説明する必要があります（ケアマネージャーだけでなく関係者すべてに）あります。</p> <p>施設入所の方だから地域包括支援センターに相談しても対応してくれないのではないかと考えるのではなく、虐待の可能性のある事案として情報提供を行ったうえで、施設職員、地域包括支援センター、成年後見支援センターと、チームとしての対応を協議していくことが必要です。</p> |
|---|--|

### Q3【拒否タイプ】

|   |   |
|---|---|
| <p>Q 認知症女性高齢者が独居生活をしています。室蘭に長男・横浜に長女がいますが子供からの十分な援助は期待できません。市内に妹がいた時は協力もしてくれていましたが、現在ではその妹も亡くなり介護保険上でのサービスで在宅生活を維持しています。</p> <p>子供達は『本人の介護も金銭の管理もしたくない』と話しています。</p> <p>今後、成年後見制度の活用は必要になる事が予想されますが、ケアマネだけでは限界を感じています。</p> | <p>A この事例のように、家族・親族が関わりを拒否していて、ご本人との意思疎通がある程度可能であれば、補助または保佐の申立てを行うことが有効だと思われますし、ご本人を申立人とする申立て（本人申立て）をすることが可能です。</p> <p>ケアマネジャーは、親族と連絡がとれない場合や親族が協力を拒否している場合であっても、ご本人にとって充実した支援計画を実現するために、成年後見等の利用へとつなげ、ケアマネジャーだけで抱え込むことのないように対応することが求められます。</p> <p>まずは地域包括支援センターの社会福祉士、または成年後見支援センターへ相談し、ご本人の了解が得られれば、個人情報等を提供して申立てへとつなげていく必要があります。</p> |
|---|---|

### Q4【押しつけタイプ】

|   |  |
|---|--|
| <p>Q 病院のMSWより相談があったケースですが独居の女性で脳梗塞により自宅アパート内で倒れている所を大家さんに発見され入院となる。</p> <p>全く身寄りはなく、入院前より生活保護を受給されている。脳梗塞の後遺症が残り在宅へ戻れるかどうか微妙な身体状況であるが本人は『施設には入りたくない』と話している。</p> <p>本人の意思を尊重する事が重要ではあるが・・・</p> <p>現在の身体状況と本人の希望との間には大きなギャップがある。病院からは『本人が退院したがっているので』一日でも早く退院出来る様に担当して支援して欲しいと頼まれている。</p> | <p>A 自宅で倒れているところを発見され、在宅生活が微妙な身体状況であると判断される場合、リスクを避ける観点から、施設入所を勧めることが多いと思います。しかし、まったく身寄りがなく、連帯保証人や身元引受人になる人がおらず、また生活保護を受け金銭面でも制約があるとすると、施設入所自体が困難な場合も少なくないでしょう。</p> <p>後見人等がついていることで契約手続きは進めやすくなるかもしれませんが、後見人等にご本人の居所指定権はありませんし、ご本人との利益相反を避ける必要性から連帯保証人等になることもできません。</p> <p>後見人等がつくことで事情を理解して保証人等なしに入所を前向きに進めてくれる施設ばかりとは限らないどころか、そのような施設は少数派といってしまうと思います。</p> <p>では打つ手はないのでしょうか。</p> <p>まず、ケアマネジャーだけで抱え込むのではなく、入院時からMSWや生活保護CWと連携して対応していく必要があります。より具体的には、例えば退院時の認定調査を速やかに行えるためには、退院先の調整の窓口役は誰が行い、ご本人には誰から説明し、生活保護制度の中で利用できる支援策の有無を吟味した上で誰が手続きするかなど、専門職間の役割分担を明確化し、複数の専門職が協調して介入（支援の継続）をしていく態度を明らかにすることで、施設経営者や当のご本人に理解と協力を求めていくという態度が必要です。その際、専門職間でうまく連携が図れない、実際にはどこか一方に押し付けあったり、尻込みしあったりして、しわ寄せを食ってしまうおそれがある、このような場合にご本人の代理人であり、ご本人の利益の代弁者としての後見人等を加えることで、互いの負担を軽減しながら支援を進めていくことが可能になる場合もあります。</p> <p>つまり、後見人等がついているというだけでは、在宅生活が保証されるわけでも、入所契約が確実になるわけでもありませんが、ご本人の意思をどこまで実現でき、どこからが難しいのか共に検討し、ご本人の意思を代弁しながらもご本人に代わって環境の調整を行えるという役割から、後見人等の関与が有効だといえるでしょう。</p> |
|---|--|



### Q5【無認識タイプ】

|   |  |
|---|--|
| Q | <p>母（認知症）と娘の二人暮らし。母が体調を崩し、寝たきりとなる。</p> <p>娘は多重債務があり、返済のため365日、休みなく働いている。娘が自宅にいる時間が少ないため母の介護が十分に行なえず、褥瘡ができ異臭を放つようになる。体調不良により、病院に搬送される。</p> <p>在宅での治療が難しく入院を勧めるも娘が拒否。理由は支払いが出来ないとの事。娘には多重債務があった。</p> |
|---|--|

|   |  |
|---|--|
| A | <p>親族等の経済的な理由から、入院や治療に消極的であったり、ご本人の生活の質を向上させるための介護サービス計画を作りたくても、サービス提供を希望されないといった経験をお持ちの方も多いと思います。</p> <p>ご本人への十分なケアを介護サービス計画に盛り込み、それを実現させるのはケアマネジャーの責務です。それを阻む要因が娘の多重債務であると認められる以上、娘への支援もまた必要となります。</p> <p>具体的には、多重債務の整理など生活環境を整えるよう、法律家や法テラスを紹介して側面から協力できることを説明するとともに、今後のご本人へのケアを確保するため、成年後見制度の利用を勧めるのがよいでしょう。</p> <p>これらの説明をケアマネジャーだけで行おうとするのではなく、地域包括支援センターや成年後見支援センターを通じて制度説明を行い、適切な窓口へつなぐための対応が求められます。</p> |
|---|--|

### Q6【不通タイプ】

|   |  |
|---|--|
| Q | <p>長男夫婦と同居している認知症のある女性高齢者。</p> <p>金融機関での入出金等でトラブルが目立つ様になっている他、家族の簡易保険を勝手に解約しようとしたり、葬祭時の積立が重複したり訪問販売の業者ともトラブルになっている。</p> <p>また、短期貯蓄が趣味な事もあり買い物をしては同じものを買ってきたりしていて、家族が本人に変わり金銭管理をする事を進めるが拒否が強く自分で現在も管理している。あまりしつこくしたり強制的に金銭に関与すると怒り出す。</p> <p>家族も日中は仕事をしており近隣の方も気にかけてはくれているが金銭や契約関係のトラブルが絶えなくなっており家族から相談を受けてはいるが・・・介護保険の申請すら出来ていない状況である。</p> |
|---|--|

|   |  |
|---|--|
| A | <p>成年後見類型での申立ては、ご本人の同意がなくても行えますので、葬祭費用の積み立てや訪問販売業者との契約トラブルを将来的に（事後的な解決法ですか）避けることが可能です。</p> <p>ただし、後見人が選任されたとしても、ご本人が行う日常の金銭使用を取り消すことはできませんし、だからといって、ご本人が一切金銭を持たないように後見人が一切の金銭管理をしてしまうような発想は、本人意思の尊厳の観点からみて危険です。</p> <p>この事案の場合も、ご本人の拒否が強い場合、選任された後見人と良好な関係が築けないまま推移することが予想されます。難しいかとは思いますが可能であれば、同意権と代理権付与内容を特定の行為に限定した形で、ご本人に補助か保佐の申立てに同意していただけないか、粘り強く説明していくことが重要になってくると思われます。</p> <p>ケアマネジャーは、地域包括支援センターの社会福祉士や、成年後見支援センターの担当職員に連絡・相談するとともに、それら専門職がご本人やご家族に制度利用の説明を行う際にも、ご本人の理解を助けるように働きかけることが求められます。</p> <p>また、ご本人の判断能力から見て、理解を得ることが難しく、後見類型で親族申立てをする場合でも、後見人選任後の対応・役割分担について、それら専門職と協議して、ご本人の気持ちに配慮した後見活動が行えるような協力が求められます。</p> |
|---|--|

## Q7【不通タイプ】

|   |  |
|---|--|
| Q | <p>独居男性、認知症あり。親族は大阪在住で遠方に住んでいる。本人に認知症の自覚なく、お金がなくてもツケで買物をしてしまう。</p> <p>タクシーなどもお金が無いのに乗ってしまい、結果、警察に通報されるという事も度々あり。子供は周りの方々に迷惑がかからないよう、お金を仕送りしている。</p> <p>お金がなくなると本人が電話し子供に催促する状態。近所付き合いはなく、自宅はごみにまみれている。民生委員が介入するも、本人にはお金がないという事以外、生活に困っているという自覚もないため、医療、介護サービスの利用は拒否している。</p> |
|---|--|

|   |  |
|---|--|
| A | <p>ご本人が希望しないとしても、親族の協力を得ながら申立てをする必要があるケースです。</p> <p>後見人等が介入することで、ご本人の理解が得られないとしても、周囲が困っているということをご本人に伝え、これまでの環境に少しずつ変化を加えていくことができます。</p> <p>たとえば、後見人等が金銭管理をしていくことをツケの利く商店に説明したり、ご本人から催促があっても親族からは送金しないようにあらかじめ取り決めておいたりして、周囲の方々の協力を得ながら連携していくことで、近隣とのトラブルや違法行為による逮捕といった不名誉からご本人を守ることも、個人の尊厳を守る後見人等の勤めです。</p> <p>ご本人自身にお金がないという認識があることから、金銭面での相談者として、後見人等が協力できることを伝えることで拒否的な態度にも変化があらわれるかもしれません。</p> <p>地域包括支援センターや成年後見支援センターにまず相談し、ご本人から制度利用をしてもよいとの同意を得られるよう、協働して働きかけていくことが必要です。</p> |
|---|--|

## Q8【不通タイプ】

|   |  |
|---|--|
| Q | <p>独居女性（83歳）ご主人が他界し、ご本人も認知症の症状が少しずつ出現してきている。</p> <p>これまでご主人の甥や古くからの知人が、何とか身の回りのお世話をしていたが、今年に入り本人がもし入院した時のために、入院費の支払いなどのこともあるので、本人には十分に説明し甥の方の名義で通帳を作り本人にもたせていましたが、そこからお金を取られたと…</p> <p>それ以来、甥の方はかかわりを持ちたくないとケアマネに連絡がありました。知人の方の訪問もなくなりました。本人の判断能力があるうちに、今後のことを決めたいが本人へ後見人制度を説明してもお金の管理を他人にしてもらう事に、理解を示してもらえません……</p> |
|---|--|

|   |  |
|---|--|
| A | <p>他人にお金を任せることに抵抗感があるのは当然といえます。</p> <p>成年後見制度の利用を勧める際、「財産（金銭）管理のための制度である」、と説明することは具体的でわかりやすく、伝えやすいのですが、制度の一面を説明したに過ぎず、また「誰かに管理される」ことに誤解や抵抗をもたれることもしばしばあります。</p> <p>財産だけでなく「自分のことは自分でしたい」という前向きな気持ちをストレングスと捉え、「それを支援できる人がいるので会ってみる気はないですか？」というアプローチでのぞむことが重要です。この場合の「支援できる人」は、ご本人の状態によって、日常生活自立支援事業の支援員、または成年後見人等ということになるでしょう。</p> <p>甥や知人がかかわりを絶った今、ご本人がこれからどのような生活を送っていきたいと考えているのか、ご本人の意思を確認した上で、それを実現するための手段として制度へつなげる必要があります。</p> |
|---|--|

### Q9【不通タイプ】

|   |  |
|---|--|
| <p>Q</p> <p>80歳のご主人と72歳の妻を夫婦で担当しています。子供はいません。妻はパーキンソン病で、身の回りのことに介助が必要な状態であり、判断の能力はありません。ご主人も虚弱体質で、胃ろう増設され現在は下肢筋力低下もあり車いす生活です。ご主人に認知症状は現在ありませんが、独りで外出することができません。有料老人ホームに夫婦で入居されており、自己所有のマンションがあり生活道具もそのままになっています。今後、ご主人にもしものことがあった時のために、財産やマンションのことを判断能力のある時に決めておいたほうが良いと思いますが、今は何も話が進んでいない状態です。この方に甥はいますが、以前の部屋の片づけを手伝った時に、後から宝石やお金が盗まれたと言われたことがあり、お金に関しては関わりたくないと言われています。今後、後見人制度についてどのように話を進めていけばよいか困っています。</p> | <p>A</p> <p>ご主人の財産処分については、任意代理契約や任意後見契約を行うことで対応が可能です。ご主人が外出できない状況であっても、公証人が施設まで出張対応できますので契約は可能です。ご主人の死後、不動産処分後の財産（預金）を妻に相続させることについては、妻の後見申立を行うことで、ご主人亡き後の妻の財産管理を行うことができます。ケアマネジャーとしては、まず成年後見支援センターへ相談し、夫と妻それぞれにどのようなかわりが可能なかを確認した上で、他の専門職への協力をセンターを通じて依頼するのがよいと思います。</p> |
|---|--|

### Q10【不通タイプ】

|  |   |
|--|---|
| <p>Q</p> <p>母と息子の2人暮らし。母は介護認定を受けており身体的な要因で要介護2で息子は精神障害者である。無職である息子はごみ捨てや簡単な買い物程度はできる。母には1,000万程度の貯金があるが、息子は金銭管理ができない状況。母に徐々に生活能力の低下がみられるため、成年後見制度の情報を提供しているも母は「姪っ子もいるし」と消極的。</p> | <p>A</p> <p>成年後見制度の利用を勧めた場合、「姪っ子がいるし」と消極的な対応をされたからといって、その家庭のニーズが消えたわけではありませんし、勧めたことが無駄だったわけでもありません。この事例だけではなく、後見制度の利用は、即決できるものではありませんし、即決を促すものではありません。むしろ、ニーズを発見・把握できたこと、制度の説明を母にできたことでもって、当事者間で検討していただくために時間をかけることも必要です。母が消極的だからといってそれで終わってしまうのではなく、継続的に見守ることが重要だと思います。また、息子の年齢が気になるころです。仮に精神疾患が重篤だったとしても、若ければ若いほど後見等を利用する期間が長くなる分だけ、申立に踏み切れないことが多いのです。また説明が金銭「管理」に重点を置くと、多くの方は気が進まないものです。金銭管理以外の面で家族内にニーズがないか、母亡き後、息子がどのような生活を望むのかかわらなければ、母子、姪とともに制度利用に消極的にならざるをえないでしょう。将来的な生活設計の支援として、地域包括支援センターや成年後見支援センターと、どのようなかわりを継続すべきか対応を協議して、さまざまな生活課題が見えてくるなかでその都度、制度利用への働きかけを続けていくことがよいのではないのでしょうか。</p> |
|--|---|



### Q11【その他】

|   |   |
|---|---|
| Q | <p>利用者本人の姪っ子さんが後見人となっております。後見人市内（末広）在住、年金管理・金銭管理・個別物品管理等して頂いているのですが、生活必需品特に衣類や寝具がひと昔・ふた昔？何とも言えず古いんです。新たに衣類や下着（冬物）（夏物）依頼しても、なぜか新品？と思えない品なんです。何度か後見人さんに改善を求めても変わらず、職員が衣類や寝具を持ち寄っている（寄付）こともあります。</p> <p>介護サービス利用料金の滞納等はありませんが、それ以外の経費はできれば抑えたいということなのでしょうか。対象の利用者は先天性精神遅滞にて施設での障害施設での生活をされており、障害年金等受給され現在も本人の生活には困らない額・貯蓄があると察します。</p> |
|---|---|

|   |  |
|---|--|
| A | <p>後見人の質のチェックについてですが、家庭裁判所に相談した方がよさそうです。施設側から直接申し入れてもよいのですが、親族との関係を考慮に入れ、成年後見支援センターを通じて相談するのもよいでしょう。</p> <p>後見人の真意はわかりかねますが、いろいろな可能性が考えられます。</p> <p>一つには、後見人が財産管理の仕事を「誤解」している場合。</p> <p>後見人が不正な支出をしていると疑われないために、財産を管理することを、税金や利用料以外の支出は極力抑えることだと勘違いしている可能性があります。</p> <p>後見人の金銭感覚によりますが、中古品を購入しているのかもしれませんが、後見人や家族が使わなくなったものを提供しているのかもしれませんが。</p> <p>いずれにしても、ご本人の最善の利益のための支出という観点からはいただけません。</p> <p>次に、日常生活支出の部分を不正利用している場合。後見人や家族・友人が使わなくなった物を提供しているけれども、本人に対して新品を購入し、提供した「ことにしている」可能性もあります。</p> <p>購入したレシートがあれば、それが実際ご本人の手に渡ったのかどうか、裁判所は確認できませんから、後見人が新品を買い換えている可能性もありえます。</p> <p>施設の側からの「気づき」から、後見人へ申し入れを行う（新品を購入するのは難しいのか、施設職員でご本人に似合うものを買って物同行したいなど）と同時に、ご本人の意思も確認しながら（判断能力の程度にもよりますが）、家庭裁判所に相談し、後見監督人の選任、後見人の解任・追加選任の申立てを行うことも一つの手段です。</p> <p>親族後見人も当然家裁に報告義務があるとはいえ、チェックやフォロー、親族後見人の相談体制が十分ではないため、このようなことは起こりえます。</p> <p>後見人の仕事ぶりへの「気づき」も後見人の質向上のためには重要だと思います。</p> |
|---|--|

### Q12【その他】

|   |   |
|---|---|
| Q | <p>父と息子の2人暮らし。2人とも介護認定あり。息子に療育手帳は交付されていないが、知的能力は低い。買い物程度は何とか自分でできるが、その他の日常生活においてはヘルパー等の支援が必要。金銭管理は父が行っているが、父が入院してしまい退院の目途が立たない事で、息子の生活の支援を検討する必要が生じた。</p> |
|---|---|

|   |   |
|---|---|
| A | <p>息子の同意が得られるならば、まず日常生活自立支援事業の利用契約をすることが考えられます。</p> <p>成年後見制度を利用する場合、まず息子が診断書を書いてもらえるのか（受診する気になってもらえるか）という息子の障害受容の問題があります。</p> <p>つまり、知能検査をして相応の数値ならば診断書を書いてもらえるのはたしかですが、そもそも息子さんに病院に行ってもらうところまで、十分な説明を誰が行うのか、という問題があります。</p> <p>まず地域包括支援センターに相談し、父が存命中に息子の生活支援の手続きをどのように行っていくのか、調整のためのケア会議を行った上で、(将来的な)後見制度利用については成年後見支援センターに協力を依頼しましょう。</p> |
|---|---|



### Q13【その他】

|   |  |
|---|--|
| Q | <p>母と息子の2人暮らし。息子は精神障害者でパニック障害。母が他界したことにより、息子は独居となる。</p> <p>母は要介護認定を受けており、介護保険のサービスを利用していたが、他界したことにより居宅介護（予防）支援も居宅（予防）サービスも契約終了。独居となった息子に対し、支援を検討する必要性が生じた。</p> |
|---|--|

|   |   |
|---|---|
| A | <p>母が亡くなり契約が終了したからといって、見て見ぬふりをすることはできない、といった場合です。では、どこに相談すればよいのでしょうか？</p> <p>まず、障害者相談支援事業所への相談を早めに行い、連携を図ることが必要です。</p> <p>独居となった息子の生活能力がどれくらいあるのか、未知数の部分（不安と可能性）があります。</p> <p>障害ケアマネジメントを行い、契約が可能なのであれば、障害者サービスにつなげることができますし、契約が難しいと判断される方ならば後見等の申立を検討する、という切り分けになります。</p> <p>後見等の申立を検討する場合、先にも述べましたが、比較的若年で精神疾患をもつ方は、一旦後見等の利用を開始すると、比較的長期に利用することになるため、申立そのものを躊躇される傾向にあります。ご本人が今後の単身生活に支援が必要だと思われる場合、障害者サービスの他に日常生活自立支援事業をご自身で契約する方法もありますし、法定後見を申し立てるとしても、補助や保佐類型で、当座、ご本人の生活ニーズに必要な代理権・同意権の範囲に限定して申立て、ご本人の現存能力が活用できるような支援の必要があると思います。</p> |
|---|---|

### Q14【その他】

|   |  |
|---|--|
| Q | <p>父（アルコール依存）と息子（知的障害）の二人暮らし。妻は死去。身寄りなし。</p> <p>父がアルコールを飲むと、それを嫌う息子が父に暴力を振るう。息子は判断能力も乏しく、加減も分らないため暴力により父の生命への危険も高く、世帯分離となる。その後の生活をどうしていくか。</p> |
|---|--|

|   |   |
|---|---|
| A | <p>世帯分離後、それぞれの（単身での）生活能力がどれくらいあるのか、父と子それぞれが、例えば障害者サービスの利用やアルコール依存の治療などに応じられるのか（障害受容がどの程度可能か）、判断能力やコミュニケーション能力がどれくらいなのか、など様々な状況が考えられますが、まず、障害者相談支援事業所に相談をすべきです。</p> <p>契約行為が可能ならば、障害者サービスや医療へとつなげることができますが、契約そのものが難しい場合ならば、成年後見制度の利用を検討すべきです。</p> <p>ただし、この事例の場合、誰が申立人になるのか、という問題があります。</p> <p>父と子のどちらか、あるいは両方に後見人等がつく必要があるとしても、まったく身寄りがなく、戸籍上の親族もまったく生存していないのだとしたら、</p> <p>①ご本人による申立、あるいは<br/>②市長による申立、のいずれかということになります。</p> <p>ご本人による申立は、ご本人に同意が得られれば比較的速やかに申立てできる反面、ご本人に理解してもらうことが困難な場合や、一度同意が得られたものの、その後気持ちが変わってしまって申立の取下げを希望される場合があります。</p> <p>これに備えて、早めに地域包括支援センターや成年後見支援センターに相談し、時には市長申立が必要と思われる事案として情報提供した上で、父と子それぞれにどのような生活支援が行えるのかを共に検討していくことが必要です。</p> |
|---|---|